

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地など（経営発達支援計画より）

京都府の南部に位置する大山崎町は、面積が 5.97 平方キロメートルと府内の市町村で最も小さく、ハートの形をした町である。羽柴秀吉と明智光秀の天下分け目の山崎合戦の舞台となった緑豊かな天王山、桂川・宇治川・木津川が淀川となる三川合流など自然にも恵まれている。また、山崎駅前の妙喜庵には、千利休の現存する二例の茶室作例の一つである茶室待庵（国宝）が現存する。近隣には、ジャパニーズウイスキー100 周年を迎えたサントリー山崎蒸溜所など多くの観光客が訪れている。

京都・大阪のほぼ中間に位置し、名神大山崎 JCT や国道 171 号線が走り、JR 山崎駅と阪急大山崎駅があり、昔から交通の要衝である。

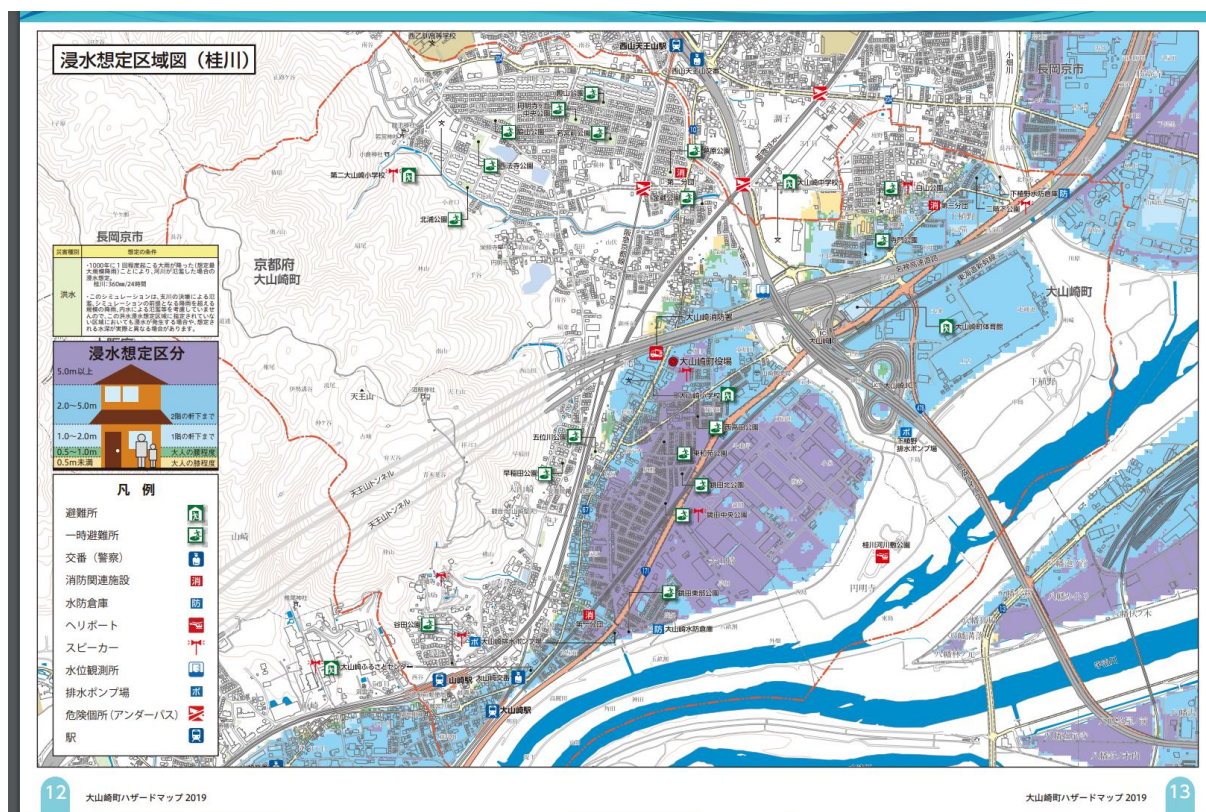


② 水害

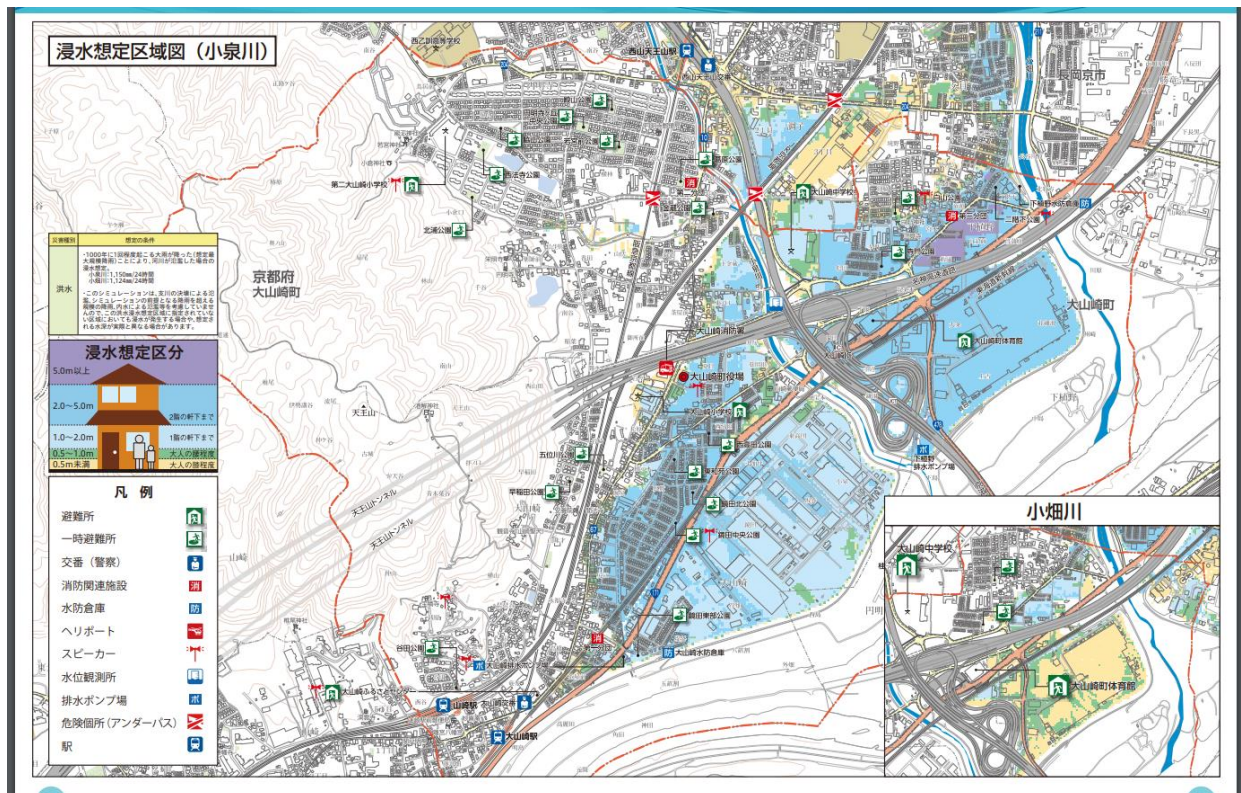
京都府大山崎町の防災ハザードマップによると、三川合流の地である大山崎町では、桂川、宇治川、木津川の上流域に大雨が降った場合、たとえ大山崎町の天気回復していても危険な事態になるとされている。平成 25 年の台風第 18 号襲来時は、大山崎町での雨が止んだ後に桂川で最高水位を記録した。

桂川沿い西部の広範囲にわたって、2.0 メートルから最大 5.0 メートル以上の浸水予想地域が広範囲に存在しており、河川が氾濫した場合に屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深（0.5m）に達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示す浸水継続時間が、12 時間を超える地域が町のほとんどを占めるとされている。また、同地域では河川堤防の決壊または洪水氾濫により、木造家屋が倒壊する危険性がある地域が存在することから被害の拡大や復旧の遅延が懸念される。

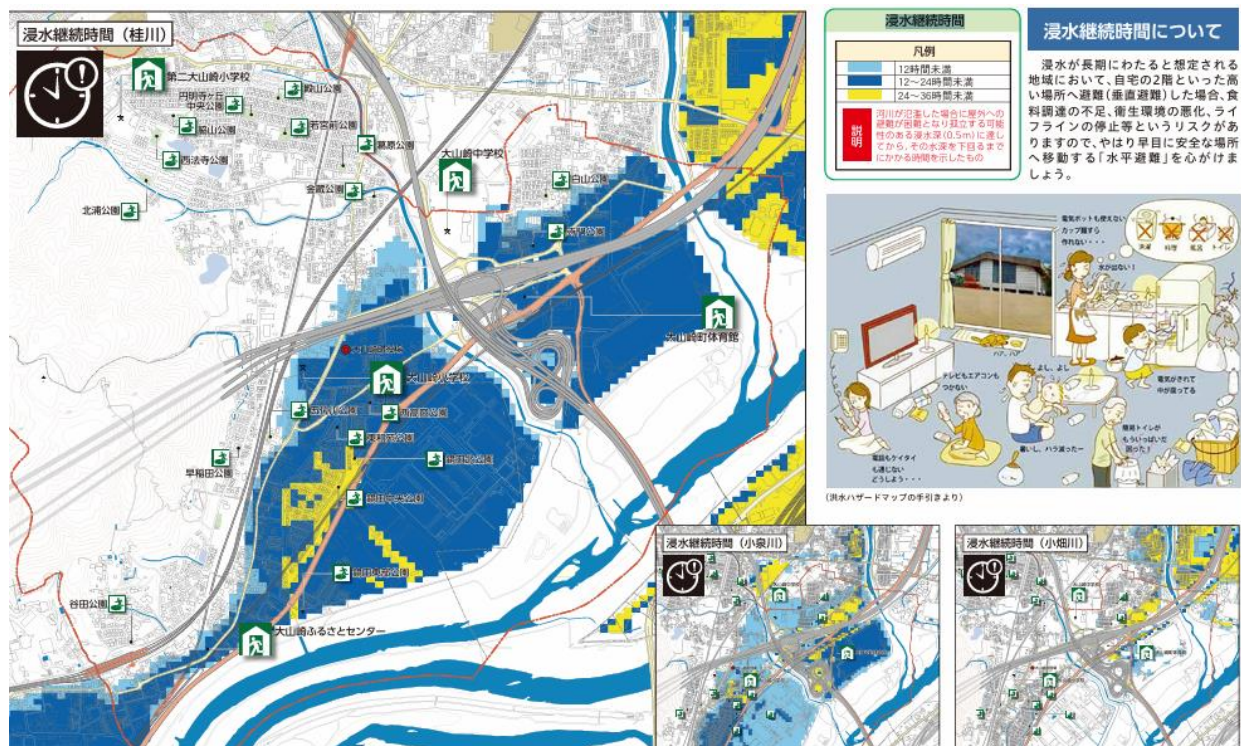
大山崎町 2019 年 3 月作成ハザードマップ 浸水想定区域図（桂川）



大山崎町 2019年3月作成ハザードマップ 浸水想定区域図（小泉川・小畑川）



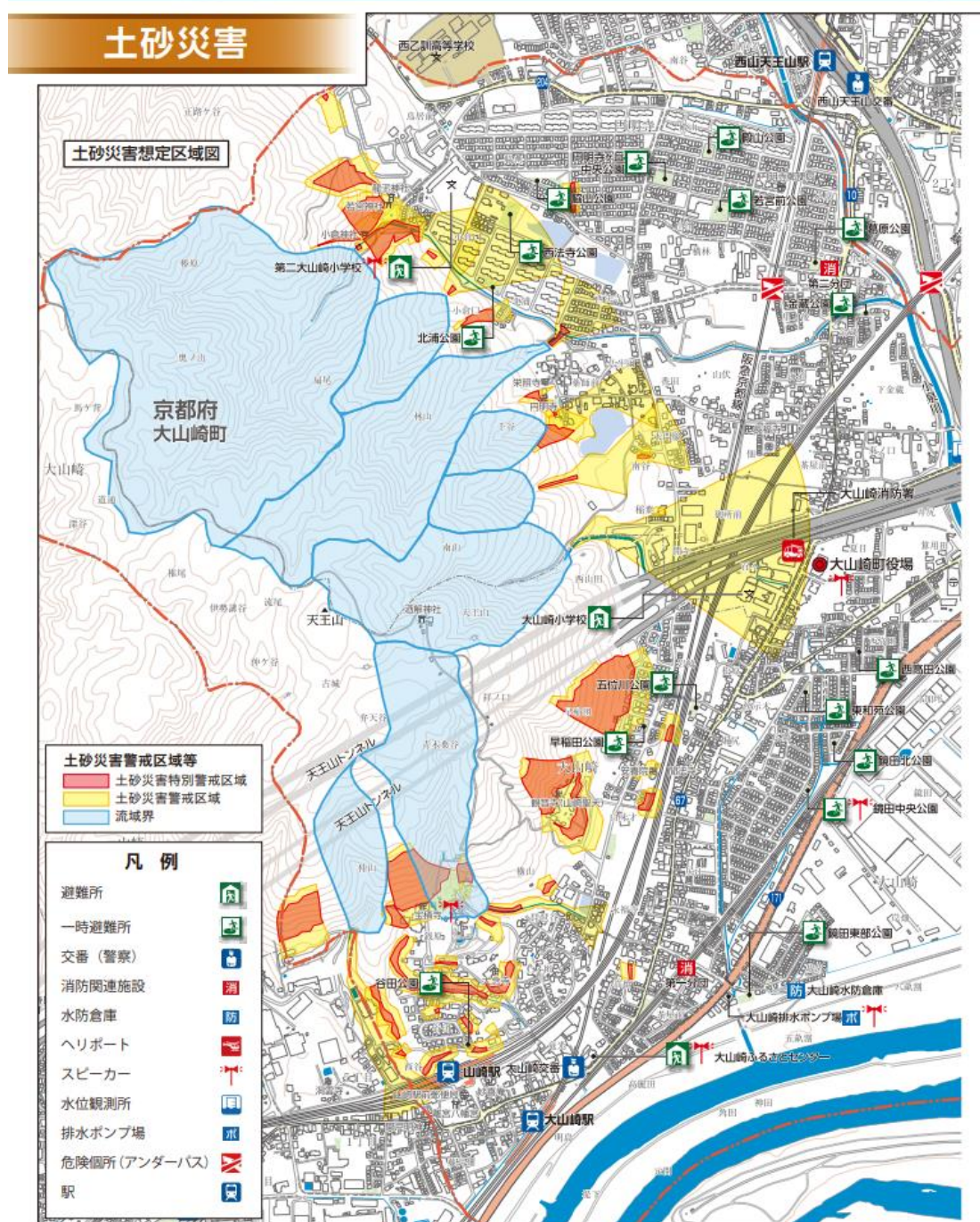
大山崎町 2019年3月作成ハザードマップ 浸水継続時間図（小泉川・小畑川）



③ 土砂災害

京都府土砂災害警戒区域等指定箇所情報によると、谷田地区や円明寺地区ならびに大山崎地区の天王山の麓では、急傾斜崩壊や土石流の発生が想定される土砂災害危険地区が多く点在する。これら地区における土砂災害の発生は、鉄道（JR 京都線、阪急京都線）交通の寸断や幹線道路（名神高速道路、京都縦貫自動車道、国道 171 号）に影響を与えることが想定され、京都府・大阪府間における人や物の移動に大きな影響を与え、また、復旧活動のルートを損ない地域の災害復旧の停滞を生む。

大山崎町 2019 年 3 月作成ハザードマップ 土砂災害について



④ 地震

大山崎町やその周辺は、有馬高槻断層系や西山断層系など、付近に活断層の密度が高く、大規模な地震が発生する恐れの高い地域に位置する。また、有馬－高槻断層帯による地震時には、町域内では、震度 7 の非常に強い揺れが、想定されている。30 年以内の発災確率は、ほぼ 0%～0.04%程度ではあるものの、発災時には町の中心部を中心に建物の損壊や土砂災害・道路遮断や電力や通信の喪失など甚大な被害が及ぶことは避けられない。また 30 年以内の発災確率が 80%程度と高い南海トラフ地震における震度予想は震度 6 強が想定されている。また、町域内の地下地盤は、大阪層群に含まれる。大阪層群は、主として砂、粘土、礫であって未固結の状態であり、段丘層も砂、礫、粘土等で構成されており、西山断層系及び有馬高槻断層系で地震が発生すると、液状化現象が起こる恐れが大きく、南海トラフ巨大地震の発生時においても、液状化現象が起こる恐れがある。これら被害は直接的なものだけでなく、交通機能の分断などによる間接的な影響も及ぶものと想定される。

大山崎町地域防災計画 地震編 の第 1 章第 4 節被害想定

<https://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/material/files/group/32/44189438.pdf>

⑤ その他

過去の気象災害のデータ（発生年月・災害類型・原因・被災地区・主な被害）など。
（大山崎町 HP より）

年月日	災害種別	被害状況	備考
H. 26(2014)8. 10	台風 11 号 水害	公園冠水 1 ヶ所 一部損壊 322 棟	総雨量 8/8～10 272. 5mm 時間雨量 8/10 12 時～13 時 48mm/h
H. 30(2018)6. 18	大阪北部地震	人的被害 負傷者 2 名 住宅被害 半壊 1 棟 一部損壊 322 棟	
H. 30(2018)7. 5	豪雨による水害	法面崩壊 1 ヶ所	総雨量 7/5～8 392. 5mm 時間雨量 7/6 9 時～10 時 37. 5mm/h 大雨特別警報発令
H. 30(2018)9. 4	台風 21 号 水害	住宅被害 一部損壊 164 棟	総雨量 9/4～5 48. 5mm 9/4 13 時～14 時 15mm/h

⑥ 感染症

定期的な大流行を繰り返す新型インフルエンザや、2019 年春よりパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症については、感染症法等の計画に基づき、町は関係機関と協定を締結し、感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保する。また、町総務課危機管理係及び保健所などが中心となってその対策を町の全医療機関や事業者・学校などが協力体制を築きその一元的な対策をとることになっている。

(2) 商工業者の状況（令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計―産業横断的集計―事業所数、従業者数より）

商工業者などの数

429 ※全産業（S_公務を除く）を除く

小規模事業者数

319

業 種	商工業者数	小規模事業者	備 考
卸売業	21	15	
小売業	101	76	
サービス業	180	120	
製造業その他	127	108	

(3) これまでの取組

① 当町

・地域防災計画の策定

大山崎町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大山崎町防災会議が策定する計画であり、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、国・府・指定地方行政機関・指定公共機関等などとの連携を含めた総合的な防災計画を定めている。

・地域防災訓練の実施

町は、自主防災組織や自治会・町内会、学校、事業所や防災関係機関等と協力し、災害時に地域住民が避難、避難誘導、初期消火や救助、避難所運営といった活動を的確に実施できるよう、また、町職員が避難所開設、避難所運営体制を円滑に構築できるよう、さらに、地域の防災ネットワークを充実させるよう、地域特性に応じた訓練を実施する。（大山崎町 地域防災計画 一般計画編 第4節 防災訓練、防災パトロールより）

・防災・感染症等の対策備品の備蓄

町は、災害時に、感染症の発生を未然に防止又は拡大を防止するため、消毒作業を実施する。町は、被災直後の避難生活において特に必要とされる食糧、生活必需品及び災害発生直後の被災者の救出に必要な防災資機材を計画的に備蓄する。数量については、町域内で最も避難者が多くなると想定される「有馬―高槻断層」による地震の短期避難者数を基準とする。

・自主訓練の呼びかけ

各自治会での実施や参加の呼びかけ。

・防災情報伝達の多様化

防災行政無線やJアラート受信機の整備、メール・LINE・FAX等。

大山崎町 地域防災計画 一般計画編 第17節 文教・文化財

第19節 備蓄物資の整備の情報を整理

② 大山崎町商工会

・BCPに関する国の施策などの事業者への周知

「大山崎町商工会だより」（年1回発行）への記事記載やホームページにおいて周知。

- ・商工会団体制度（ビジネス総合保険制度）への加入促進
被災時の資金調達の観点（リスクファイナンス）で、事業者のリスク分析を実施するとともに、そのリスクに応じたリスクファイナンス設計を実施。
- ・防災備品の備蓄
当商工会内に被災時の復興支援に資する備品及び非常飲食物の備蓄を進めている。
- ・防災訓練への参加
大山崎町が主催する防災訓練に会員事業所の参加・協力を呼びかけている。
- ・会員事業者向け BCP セミナーの実施
想定する災害の被害予想や BCP 策定の重要性を周知し、BCP 並びに事業継続力強化計画の策定を推進している。

Ⅱ：課題

当商工会及び会員事業者においては、具体的な BCP の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練は十分なものとは言えず、また、発災・復興時に必要な連絡体制が構築できていない。また、感染症についても、感染予防のための予防接種の推奨や手洗いの徹底、マスクの着用等が重要ではあるが、新型コロナウイルス感染症の５類移行後も、新たな感染症に備え、引き続き感染予防に向けた対策への準備を行う必要がある。

Ⅲ：目標

- ① 小規模事業者等に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させるために、普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し、事前対策の必要性を周知するとともに災害に対する意識を高める。
- ② 小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害からの早期復興への意識の醸成を図る。
- ③ 発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、大山崎町商工会と大山崎町との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ④ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び大山崎町との情報伝達訓練を定期的実施する。
- ⑤ 小規模事業者等が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標		
			BCP (簡易版含む)	事業継続力 強化計画	計
429	319	令和 7 年度	1	2	3
		令和 8 年度	1	2	3
		令和 9 年度	1	4	5
		令和 10 年度	1	4	5
		令和 11 年度	2	4	6

＊その他

- ・上記内容に変更があった場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大山崎町商工会と大山崎町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1, 事前の対策

① BCP 策定の重要性などの周知

- ・事業者に対しハザードマップなどを用いるなどして、事業所所在地の想定被害やその影響の軽減策などを説明する。
- ・会報・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
- ・事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について指導・助言を行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報の入手と告知を行う。
- ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品や換気設備・テレワーク設備等の情報や支援を提供する。

② 当商工会の事業継続計画策定

大山崎町商工会は令和7年6月までに事業継続計画を策定する。

③ 関係団体との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と連携し、専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスのご案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

④ フォローアップ

- ・事業者のBCPや事業継続力強化計画の策定状況の確認。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、大山崎町商工会と大山崎町環境事業部経済環境課との間における被害情報報告ルートを構築する。

⑤ 訓練

- ・想定する災害（台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震）に備え、発災を仮定し、大山崎町との連携・連絡ルートの確認等を行う。

2, 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、以下の手順で状況把握と関係諸機関との連携をする。

① 応急対策実施の可否の確認

- ・発災後、速やかに当商工会職員の安否確認を行う。
(安否確認手順・方法やその確認内容は、策定する事業継続計画に記す。)
- ・国内感染者発生後には、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を講じる。

② 応急対策の方針決定

- ・大山崎町商工会と大山崎町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員またその家族の命の安全を第一にした行動を採り、応急対策への参集は求めない。
- ・大山崎町商工会と大山崎町との間で相互の役割分担を決定する。

【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	・地域内で 10%程度の事業所で「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。 ・地域内で 1%程度の事業所が「床上・床下浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 ・広い範囲で電気の喪失・水道やガスの遮断が発生している。
被害の発生	・地域内で 1%程度の事業所で、「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

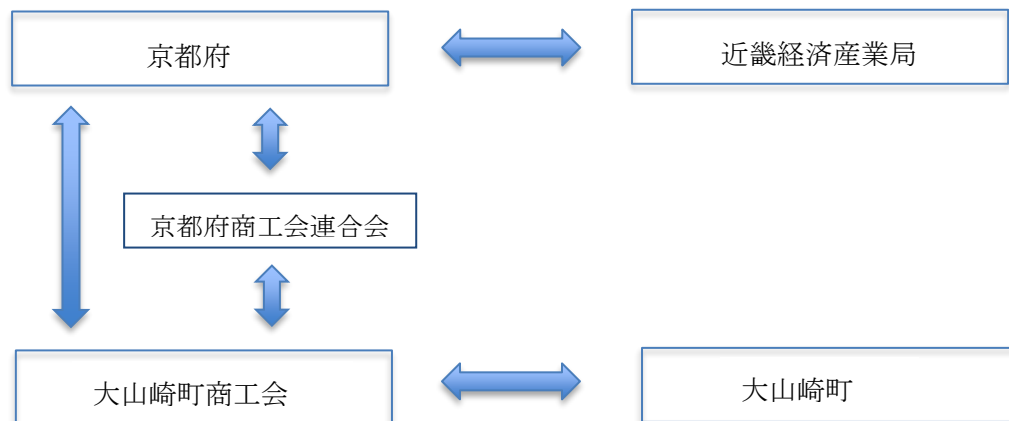
・本計画により、大山崎町商工会と大山崎町及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する
4 週間以降	必要に応じて共有する

・感染症に関しては、大山崎町と大山崎町商工会とが相互に情報交換を行いながら、必要な情報の把握と発信を行う。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・大山崎町商工会と大山崎町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・大山崎町商工会と大山崎町で共有した情報は、京都府災害対策現地情報連絡会（リエゾン）を通じて京都府に報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、大山崎町商工会と大山崎町が共有した情報を、京都府災害対策現地情報連絡会（リエゾン）を通じて京都府に報告する。



④ 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・事業者向け相談窓口については、大山崎町と協議の上、開設する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を設置する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や京都府及び大山崎町の施策）について、地域内小規模事業者等に周知する。
- ・感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とした相談窓口の設置をする。

⑤ 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・国、京都府、大山崎町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを関係諸機関に相談する。
- ・連携する保険会社においては、被災した小規模事業者に対し当該保険会社に参加する損害保険の迅速な事故報告並びに保険金請求処理を行う。

* その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 3 月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

大山崎町商工会

会長
事務局長 経営支援員

連携

環境事業部 経済環境課

連携

災害対策本部 各所管課

大山崎町

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

・氏名 中村哲、古田孝之

・連絡先 075-956-4600

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・事業継続力強化支援計画の策定及び事業実施に係る指導及び助言、並びに目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する際の必要な情報提供を行う。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 大山崎町商工会

〒618-0071 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光 3 番地ふるさとセンター1 階

電話 075-956-4600

ファクス 075-956-4601

メールアドレス oyamazaki-sci@kyoto-fsci.or.jp

URL https://kyoto-oyamazaki-fsci.or.jp/

② 大山崎町環境事業部経済環境課

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3

電話 075-956-2101

ファクス 075-956-0131

メールアドレス keizai@town.oyamazaki.lg.jp

*その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・専門家派遣事業	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ・チラシ 制作費	25	25	25	25	25
・防災・感染症対 策費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・大山崎町助成金・京都府助成金・事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	